

福島県文化振興基本計画

育み、つなぎ、創造していく「ふくしまの文化」
～人と地域が元気にあふれ、心豊かなふくしまへ～

令和4年3月

福島県

目 次

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の性格	
3	計画期間	
4	対象とする文化の範囲	
5	文化に関する国や県の動き	
II	本県をとりまく現状と課題	4
1	法律の策定等	
(1)	文化芸術基本法の制定	
(2)	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）の制定	
(3)	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）の制定	
(4)	文化財保護法の改正	
2	人口減少・超高齢化社会の到来、過疎化の進行	
3	頻発化・激甚化する自然災害への対応	
4	東日本大震災・原子力災害からの復興・再生	
5	国際化の進展	
6	社会のデジタル化の進行	
7	SDGs（エスディージェーズ：Sustainable Development Goals の略称）の動き	
III	目指す文化の姿	8
1	文化振興の基本目標	
2	施策展開の視点	
IV	推進施策	11
1	県民の文化活動の促進	12
(1)	文化意識の醸成	
(2)	文化の振興を担う人材の育成・確保	
(3)	文化活動への支援の充実	
2	芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充	16
(1)	優れた文化芸術に親しむ機会の充実	
3	青少年の文化活動の促進	18
(1)	鑑賞機会等の充実	
(2)	学校教育等における文化活動の促進	
4	伝統文化の継承及び発展	20
(1)	伝統文化の継承と発展	
(2)	文化財の保存と活用	
5	生活文化の充実	23
(1)	食文化の継承と振興	
(2)	生活文化等の振興	
6	文化活動を行う拠点の機能の充実	25
(1)	文化施設の機能の充実、連携の促進	
7	文化の交流の推進	28
(1)	文化の発信と交流の充実	
(2)	東日本大震災・原子力災害からの復興と教訓の発信	
8	文化振興による地域づくり	31
(1)	文化資源をいかした産業等の振興・地域づくり	
V	計画の推進と進行管理	33
1	計画の推進	33
2	計画の進行管理	34

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成 16（2004）年 3 月に「福島県文化振興条例」（以下「文化振興条例」という。）を制定しました。文化振興条例は、本県の文化振興に関し、基本理念及びその施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民福祉の向上に資することを目的に制定したものです。

文化振興条例においては、文化の振興に関する基本構想や県民の文化活動の促進に関する事項など、文化の振興に関する基本的な計画を定めることが求められており、「福島県文化振興基本計画」（以下「基本計画」という。）が、この計画に該当するものです。

これまで、平成 17（2005）年 3 月策定の基本計画（計画期間：平成 17（2005）年度～平成 22（2010）年度）、平成 22（2010）年 3 月策定の基本計画「ふくしま文化元気創造プラン」（計画期間：平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度）及び東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故による未曾有の災害を踏まえた平成 25（2013）年 3 月の計画見直し（計画期間：平成 25（2013）年度～平成 32（令和 2）（2020）年度）により、文化振興に関する施策を県の各部門にわたって推進してきました。

このような中、人口減少や高齢化、過疎化の進行に加えて、新型コロナウイルス感染症の蔓延やインターネットを始めとする ICT¹技術の急速な進展など、本県の文化を取り巻く環境が大きく変化してきました。

これらの様々な環境変化を踏まえ、厳しい社会経済状況や時代潮流の中にあっても、文化の振興を通して人と地域が元気にあふれ、心豊かなふくしまを実現していくために、新たな県総合計画の策定に合わせて、本県文化行政推進の新たな基本指針となる、「**福島県文化振興基本計画**」を策定しました。

2 計画の性格

この計画は、文化振興条例第 7 条に基づき、本県の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本目標及び施策の方向を定めるものです。

また、「福島県総合計画（令和 3（2021）年 10 月策定）」の部門別計画及び「文化芸術基本法」第 7 条の 2 に規定する地方文化芸術推進計画として位置付けるものとなります。

3 計画期間

県総合計画と同様に、令和 4（2022）年度を初年度とし、令和 12（2030）年度を目標年度とする 9 か年計画です。

¹ 「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称であり、情報処理だけでなくインターネットのような情報技術を利用した産業やサービスなどの総称として用いられる。

4 対象とする文化の範囲

この計画では、文化芸術基本法の対象範囲を踏まえるとともに、「文化」を「人間が自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住を始めとする暮らし、生活様式など、およそ人間と人間の生活に関わることのすべて」と捉え、美術や音楽等の芸術から、文化財、地域に根付いた民俗芸能等の伝統文化、さらには自然景観や生活環境などを幅広く対象とします。

また、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災・原子力災害による未曾有の災害の記録や教訓に加え、避難地域の再生等、復興に向けて今後も続く取組や課題などを一つの文化と捉え、風化させることなく後世に継承するとともに、国内外に広く発信していきます。

区 分	範 囲
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等（メディア芸術を除く。）
メディア芸術 ²	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等（伝統芸能を除く。）
生活文化	茶道、華道、書道、香道、食文化その他の生活に係る文化（自然景観、生活環境も含む。）
国民娯楽	囲碁、将棋等
出版物等	出版物、レコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における 伝統文化	民俗芸能、伝統工芸等
記録等	災害の記録・教訓等

² 映画、漫画、アニメーション、CG アート、ゲームや電子機器等を利用した新しい分野の芸術の総称。

5 文化に関する国や県の動き

年(西暦)	国や県の動き
昭和22(1947)年	新憲法施行を記念して、第1回県総合美術展覧会開催
昭和23(1948)年	県文学賞開始
昭和37(1962)年	第1回県芸術祭開催
昭和43(1968)年	文化庁設置
昭和45(1970)年	県文化センター開館
昭和46(1971)年	県芸術文化団体連合会設置
昭和47(1972)年	県教育庁文化課(のち生涯学習文化グループ)設置
昭和54(1979)年	県文化振興基金創設
昭和59(1984)年	県立美術館開館
昭和61(1986)年	県立博物館開館
平成12(2000)年	ふくしま海洋科学館(以下「アクアマリンふくしま」)開館
平成13(2001)年	文化芸術振興基本法施行、ふくしま未来博開催 県文化財センター白河館開館
平成16(2004)年	県文化振興条例施行
平成17(2005)年	県文化振興基本計画策定(計画期間～平成21年度)
平成20(2008)年	第1回声楽アンサンブルコンテスト全国大会開催 県文化スポーツ局発足
平成21(2009)年	全国生涯学習フェスティバル「まなびピアふくしま2008」開催 県文化振興基本計画(ふくしま文化元気創造プラン)策定 (計画期間平成22年度～平成26年度)
平成22(2010)年	ふくしま文化元気ルネサンス宣言
平成23(2011)年	東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故発生 全国高等学校総合文化祭(ふくしま総文)開催
平成24(2012)年	地域伝統芸能全国大会福島大会(ふるさとの祭り2012)開催 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律施行
平成25(2013)年	県文化振興基本計画(ふくしま文化元気創造プラン)策定 (計画期間平成25年度～令和2年度)
平成29(2017)年	文化芸術基本法施行(文化芸術振興基本法改正)
平成30(2018)年	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行
平成31(2019)年	改正文化財保護法施行
令和2(2020)年	福島県文化財保存活用大綱策定 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行 東日本大震災・原子力災害伝承館開館

Ⅱ 本県をとりまく現状と課題

1 法律の制定等

(1) 文化芸術基本法の制定

平成 29 (2017) 年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法が制定されました。文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが盛り込まれました。

また、文化芸術政策の基本的な方向性を示す文化芸術推進計画の国による策定とともに、地方公共団体は当該計画を参酌した地方文化芸術推進基本計画の策定に努めることが併せて規定されました。

(2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術活動推進法)の制定

平成 30 (2018) 年 6 月、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

地方公共団体は、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することになりました。

(3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)の制定

令和 2 (2020) 年 5 月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行されました。文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、文化観光拠点施設を中核とした地域の文化観光を推進するために必要な措置等が定められました。

(4) 文化財保護法の改正

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっていることから、未指定を含めた文化財をまちづくりにいかしつつ、地域社会全体で、その継承に取り組んでいくことができるよう、平成 31 (2019) 年 4 月に文化財保護法の一部改正が施行されました。

地域における文化財の総合的な保存と活用を図るため、都道府県は総合的な施策の大綱を、市町村は地域計画を策定することができるようになりました。

2 人口減少・超高齢社会の到来、過疎化の進行

本県の人口は、平成 10（1998）年 1 月の約 214 万人をピークに減少が続き、令和 2（2020）年 10 月 1 日現在で約 183 万人となっています。人口の構成比も、65 歳以上の高齢者の割合が平成 10（1998）年の 19.2%から令和 2（2020）年の 28.7%に拡大する一方、14 歳以下の年少人口の割合は 16.8%から 12.0%に減少し、人口減少と少子高齢化が急速に進行しています。

また、本県の面積の約 8 割、人口の約 3 割を占める過疎・中山間地域³は、県内における人口減少の進行の度合いを大きく上回り、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年にかけて人口が 2 割以上減少しています。

このため、文化の担い手が不足し、祭りや民俗芸能など長年にわたり地域に根付いた文化活動や文化財の維持及び継承が困難になってきています。

3 頻発化・激甚化する自然災害への対応

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災では、県内全域で住家被害、産業・交通・生活基盤の壊滅的被害が発生しました。さらに、令和 3（2021）年 2 月には、福島県沖を震源とし、県内 3 市町で最大震度 6 強を記録する激しい地震が発生し、家屋を始め、高速道路、国・県道や港湾、漁港、農業用ため池など、県内各所に大きな被害をもたらしました。今後、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や、南海トラフ地震、首都直下地震などが発生すると言われてしています。

また、近年、気象災害が頻発化・激甚化しており、本県においても、大きな被害がもたらされています。令和元（2019）年 10 月の令和元年東日本台風においては、県内で初めて大雨特別警報が発表され、広範囲に記録的な豪雨となりました。県内各地で河川の氾濫が発生し、死者 40 名、住家被害が全壊 1,434 棟、半壊 12,010 棟（令和 4（2022）年 1 月現在）と甚大な被害が発生しました。

このような様々な自然災害リスクに対応し、大切に守られてきた地域の宝や誇りとなっている文化財を守っていくため、防災・減災の取組、災害発生時の体制整備等の事前の備えが重要となっています。

4 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災・原子力災害から 10 年余が経過し、本県は一步ずつ復興への歩みを進めてきました。避難指示の解除が進み、避難指示区域の面積は約 12%から約 2.4%に減少し、避難者数もピーク時の約 4 分の 1 に減少したものの、いまだ約 3 万 4 千人（令和 4（2022）年 1 月現在）の方が県内外で避難生活を続けており、地域コミュニティの維持・再生が課題となっています。

³ 福島県過疎・中山間地域振興条例に基づく地域で、①過疎地域②振興山村地域③特定農山村地域④農林統計における中間又は山間農業地域⑤準過疎地域のいずれかに該当する地域を指します。県の面積の約 8 割、人口の約 3 割を占め、県内では 51 市町村が該当します。

特に避難指示があった地区では、地域住民の心のよりどころとなる民俗芸能など地域特有の伝統文化についても、活動の縮小や休止などの大きな影響を受けました。

行政やNPO⁴等の支援により、活動を再開した民俗芸能団体もありますが、避難指示の解除時期の違いなどにより、住民の帰還状況に差があり、活動が困難な団体もあるため、民俗芸能の活動再開・継続の取組を引き続き支援していく必要があります。

また、令和2（2020）年9月には、甚大な複合災害の記録や教訓とそこから着実に復興する過程を収集・保存・研究し、風化させることなく後世に継承・発信する拠点として「東日本大震災・原子力災害伝承館」（以下「伝承館」）が開館しました。福島だけが経験した未曾有の複合災害を世界に向け、しっかり伝えていくことが重要となっています。

5 国際化の進展

経済を始め、あらゆる分野における国際化の進展や外国人住民の増加・多国籍化、クールジャパン戦略による外国人観光客（インバウンド⁵）の増加などにより、国内外において日本文化への関心が高まっています。

外国人が本県の文化に触れる機会を充実させるとともに、海外に東日本大震災・原子力災害からの復興と教訓を伝えていくことは、県民が本県に対する理解を深め、地域の文化を見つめ直し、地域資源としての価値を再発見する契機にもなるなど、地域づくりを進めていく上でも重要です。

6 社会のデジタル化の進行

令和2（2020）年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文化・スポーツイベントの中止や縮小、延期が相次ぎました。また、日頃の練習等も含めた活動の自粛を余儀なくされた団体も多数生じました。そのような中、新しい生活様式の実践として、対面によらず活動ができるインターネットを活用したオンライン配信などの取組が急速に拡大しています。

また、令和3（2021）年9月1日、国ではデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル庁を発足させたところであり、社会全体として様々な分野でデジタル技術の活用が今後一層進んでいくことが予想されます。

デジタル技術は、文化活動においても成果発表や鑑賞の機会を拡大する手段の一つとして、今後も定着・拡大していくとともに、コンピュータグラフィックスやプロジェクションマッピングなど、新たな表現方法を生み出すツールとして様々な活用の可能性が広がっていくと考えられます。

⁴ Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略です。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称です。なお、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁（県知事）の認証を受けて設立した法人をNPO法人とといいます。

⁵ 「外から中へ入る」という意味の形容詞。訪日外国人旅行又は訪日外国人旅行者を指します。

7 SDGs (エスディージーズ: Sustainable Development Goals の略称) の動き

世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性⁶のある持続可能な社会の実現のため、平成 27 (2015) 年の国連サミットで国際社会の共通目標が決定されました。「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など 17 の目標と 169 のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標 (SDGs⁷) 実施指針」(平成 28 (2016) 年)において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することとされています。

国籍、居住している地域、宗教、性別、年齢、障がい等の文化多様性(ダイバーシティ)や文化を理解し受け入れることは、持続可能な開発にも関係しており、文化振興に当たっても、SDGsの理念に沿いながら県民誰もが平等かつ公平に文化に親しむことができる社会を目指すことがますます重要になっています。

(関連する主な目標)

- 3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- 4 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
- 8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク⁸)を促進する
- 11 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



⁶ SDGsにおいては、社会の全ての人に配慮を払う、誰一人取り残さないという考え方のことを指します。

⁷ 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、平成 27 (2015) 年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標。

⁸ デイセント・ワーク (Decent Work) とは直訳すると「社会的に許容される仕事」で、SDGsにおいては、労働者の人権が尊重され、働くことで生活が安定し、かつ人間としての尊厳を保つことのできる仕事を指します。

Ⅲ 目指す文化の姿

令和3（2021）年10月に策定した福島県総合計画では、「多様性に寛容で差別のない共に助け合う地域社会（県）づくり」、「変化や危機にしなやかで強靱な地域社会（県）づくり」及び「魅力を見いだし育み伸ばす地域社会（県）づくり」の3つの県づくりの理念の下、県のみならず、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が「福島ならではの将来の姿の実現に向け、連携しながら県づくり・地域づくりに取り組めるように、基本目標を**「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ」**としています。

その上で、本県の将来の姿として、『ひと』『暮らし』『しごと』が調和しながらシンカ（深化、進化、新化）する豊かな社会」を県民の皆さんと目指していくこととし、「ひと分野」、「暮らし分野」、「しごと分野」の3つの政策分野に分けて施策を位置付けています。

そのうち「暮らし分野」の「ふれあいと親しみのある魅力あふれる県づくり」において、「生涯の学び、文化・芸術に親しむ環境づくり」として、文化振興に関連する施策を位置付けています。

以下では、文化を取り巻く現状、今回策定した福島県総合計画の県づくりの理念や基本目標などを踏まえ、文化振興の「基本目標」及び「施策展開の視点」を定めます。

1 文化振興の基本目標

文化は、人々に、楽しさや感動、安らぎ、生きがい、活力をもたらすとともに、人々の感性や創造性、豊かな人間性や関係性を育むなど、県民がゆとりと潤いに満ちた心豊かな暮らしを実現していく上で欠かすことができないものです。

また、文化には、人と人、過去と現在、未来をつなぎ、地域の連帯感や一体感を生み出し、地域コミュニティを活性化させる力があり、魅力ある地域づくりを進める上で重要な役割を担っています。

さらに、文化は、まちづくりや観光、産業振興、国際交流、福祉、教育等の様々な分野と有機的に連携することで、新たな需要や高い付加価値を生み出し、地域の経済活動の発展につながっています。

このような文化の多様な価値を県づくりにいかしていくため、次の基本目標を定めます。

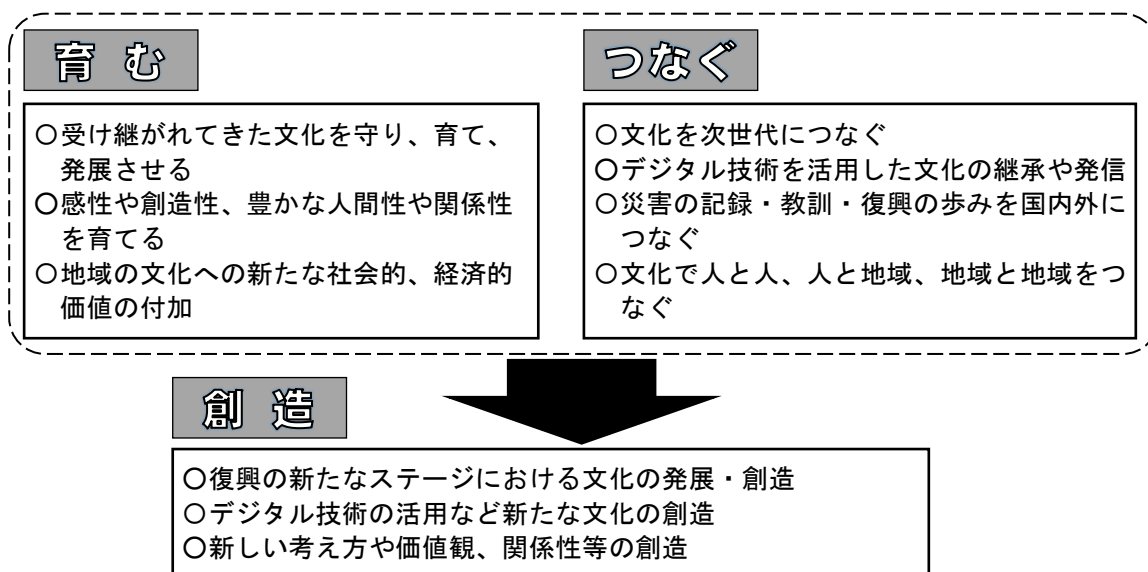
〈基本目標〉

**育み、つなぎ、創造していく「ふくしまの文化」
～人と地域が元気にあふれ、心豊かなふくしまへ～**

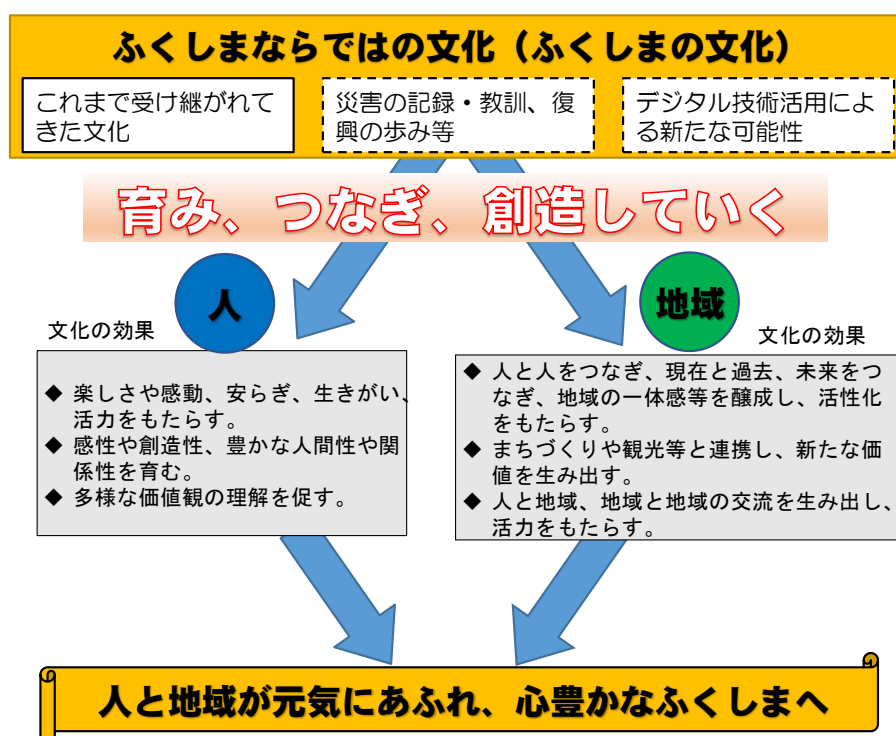
基本目標については、本県の豊かな自然や風土、長い歴史や人々の関わりの中でこれまで形づくられ、受け継がれてきた文化を大切に育み、つないでいくとともに、震災の

記録や教訓、これまでの、そしてこれからの復興の歩み等をふくしまの文化の一つとして捉えます。さらに、コロナ禍で加速したデジタル技術の活用による文化の新たな可能性を取り入れながら「福島ならではの文化（ふくしまの文化）」を育み、つなぎ、創造していくことを目指します。

この基本目標では、「育む」、「つなぐ」及び「創造」には、次の視点が込められています。



その上で、ふくしまの文化を、本県の人づくり、地域づくりの基盤とし、人と地域がいきいきと活力に満ち、心の豊かさを感じることができる「元気にあふれ、心豊かなふくしま」の実現を目標とします。



2 施策展開の視点

文化は、県民一人一人がゆとりと潤いを実感できる心豊かな暮らしを実現していくために、必要不可欠なものであり、様々な文化資源は地域の発展に重要な役割を果たしています。

また、文化には、地域の絆を深め、地域を誇りに思う心を育み、人々を元気づける力があります。

このため、「育み、つなぎ、創造していく『ふくしまの文化』～人と地域が元気にあふれ、心豊かなふくしまへ～」に向けて、次の3つの視点に基づいて施策を展開します。

◇ 県民一人一人が文化の担い手

文化の担い手は、私たち県民一人一人であり、それぞれの地域、暮らしの中で文化を育み、伝え、広げ、高めていくことが大切です。県民一人一人が文化の担い手としてふくしまの文化を支えていく意識を持ち、文化に触れ、自ら参画し、応援するなど、主体的で積極的な文化活動を促進する視点から施策を展開します。

◇ 多様で特色ある地域資源・文化施設をいかす

本県には、多様な気候風土、豊かな食、歴史、文化的遺産等の多様な地域資源があり、また、それぞれ地域ごとに特色ある文化施設が存在しています。

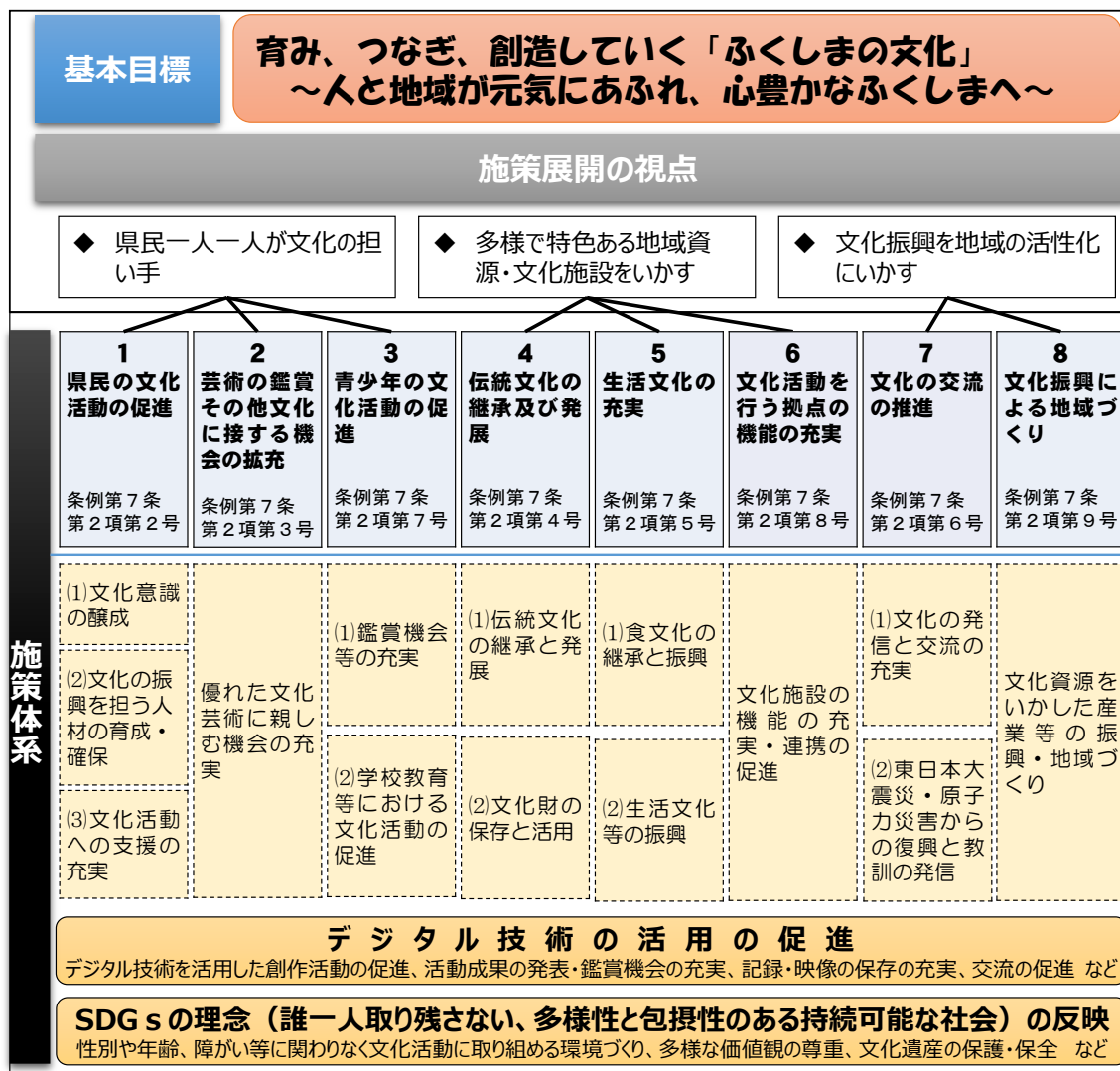
私たちの暮らしや文化の基盤となる地域資源や文化活動の中核となる文化施設は、地域の礎となるものであることから、これらをいかす視点から施策を展開します。

◇ 文化振興を地域の活性化にいかす

文化は、人と人、人と地域、地域と地域をつなぐとともに、現在と過去、未来をつなぐ基盤となります。また、文化は、経済面でも大きく関わっており、地域振興に重要な役割を果たしています。文化を地域の活性化にいかす視点から施策を展開します。

IV 推進施策

「IV 推進施策」においては、今後9年間を通じて本県が目指す文化の姿の実現に向けて、様々な主体が力を合わせて取り組んでいく施策の方向を示し、総合的かつ計画的に具体の施策の展開を図っていきます。



1 県民の文化活動の促進

文化活動は、活動する者自らが生きがいや潤いなどの心の豊かさを得られるばかりでなく、活力に満ちた社会や郷土色豊かな地域の形成などに重要な役割を果たしています。

また、文化は、私たちの心に癒しと感動を与え、未来への希望と魅力ある地域を生み出す原動力となっています。

このため、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現というSDGsの理念を念頭に置きながら、年齢の違いや、障がいの有無に関わらず、あらゆる県民が生涯を通じて、より一層文化についての関心を高め、理解を深めるとともに、災害やコロナ禍など困難な状況にあっても活動を継続できるよう各種施策に取り組みます。

(1) 文化意識の醸成

【施策の方向】

- 県立美術館や県立博物館において、企画展と連動した鑑賞講座・講演会や創作の楽しさを知るためのワークショップ⁹等を開催し、身近な文化施設において、県民の文化に対する意識の醸成を図ります。
- 民俗芸能の実技体験等を行うワークショップや県立博物館における民俗講座・歴史講座を開催するなど、地域の有する文化資源の素晴らしさを再発見する取組を支援し、地域に対する愛着や誇りの醸成を図ります。
- 文化に関連する学習機会の創出に向け、県民カレッジ¹⁰の取組を強化し、情報収集を推進するとともに、ホームページやニュースレター等の内容を充実させ、情報提供の強化を図ります。
- 文化活動を行っている様々な団体が参加している県芸術祭を県内各地で開催することにより、県民が主体的、積極的に文化活動を行う意識の醸成に努めます。

(2) 文化の振興を担う人材の育成・確保

【施策の方向】

- 優れた芸術家等を生み出す土壌づくりとして、県総合美術展覧会、県文学賞等成果発表の機会を充実し、県内在住や本県出身の新進・若手芸術家等の活動支援に努めます。

⁹ もともとは「仕事場」「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味していましたが、最近は問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法としてこの言葉が使われる事が多く、あらゆる分野で「ワークショップ」が行われています。アート関係では、芸術の創作過程を体験し、アーティストと参加者が双方向に刺激しあう場をワークショップと呼ぶことが多くあります。

¹⁰ 県民の幅広い学びのニーズに応えるため、県や市町村、大学、NPO等の地域活動団体、民間の教育機関などが連携・協働して創りあげる「県内全域の生涯学習のしくみ」をいいます。

- 県民の誰もが生涯を通じて文化の担い手として活躍できるよう、青少年、高齢者など、それぞれのライフステージに応じて文化活動に親しむことができる機会の充実に努めます。
- 学校における文化活動の活性化のため、練習や発表の機会の提供や講演会・研修会等の開催により、学校の文化部の活動を支援します。
- 県民の自発的な文化活動を支援するため、地域の文化活動を支え応援するNPO等と連携するとともに、その活動を支援します。
- 多様な文化活動を支援するため、芸術家が県内で行う様々な活動を支援するとともに、地域で文化活動の企画・実施にあたるリーダー、コーディネーター等の専門家、団体等の育成に努めます。
- 県内の文化施設の関係者を対象とした研修会を開催するなど、学芸員等の資質向上を図ります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、おもてなし等を学んだボランティアを対象に、文化・スポーツイベントのサポートや地域の魅力を伝えるための活動機会を提供します。

(3) 文化活動への支援の充実

【施策の方向】

- 県民の文化活動への意欲を高めるため、県文化功労賞や知事感謝状の贈呈など優れた文化活動に対して顕彰を行います。
- 文化活動に関し優れた成果を収め、本県文化の普及・向上・保存及び伝承に貢献した個人又は団体を公益財団法人福島県文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）において顕彰します。
- 文化団体の成果発表や県外の発表会への参加、文化資源をいかした地域づくりに関する事業への文化振興財団による助成を通じて、県民の積極的な文化活動を支援します。
- 県民の文化活動を支援する国、民間団体等の行う助成制度や企業等の行う文化支援活動（企業メセナ¹¹、包括連携協定）に関する情報の発信を通じて、その活用を奨励

¹¹ 企業や個人等が行う文化活動に対する様々な支援（助成、出版、顕彰、文化イベント等）をいいます。メセナ（mécénat）とは、「芸術文化の保護・支援」を意味するフランス語です。

します。

- 県芸術祭、県総合美術展覧会を開催し、広く県民に文化の創造・参加・交流の機会を提供します。
- 芸術文化団体等に対して活動の助成や後援を行うなど、各団体の自主的な活動を支援します。
- 映画、アニメーションやコンピュータ等のデジタル機器を利用したメディア芸術などの文化活動を促進するため、優れた作品の鑑賞を推奨するとともに、全国高等学校パソコンコンクール（以下「パソコン甲子園¹²」）においてコンピュータグラフィックス¹³の作品を募集するなど発表機会の充実に努めます。
- 産学官で連携し、パソコンやタブレット等の電子機器を用いたメディア芸術を創作するワークショップを開催するなど、デジタル技術を活用した創作活動の普及や担い手の育成を進めます。
- コロナ禍や災害にあっても文化活動が継続できるよう、業種別のガイドラインを踏まえた感染防止対策の取組、ICTを活用した成果発表や鑑賞機会の確保を支援します。



県芸術祭開幕式典

県芸術祭開幕行事
(じゃんがら念仏おどり)



¹²コンピュータ理工学が専門の会津大学等によって主催・運営され、全国の高校生、高等専門学校生等が、情報処理技術における優れたアイデアと表現力、プログラミング能力などを競い合うことにより、生徒自身のスキルアップを図るとともに、情報化社会を支える人材の裾野を広げることを目的としています。

¹³ コンピュータ処理を用いて生成された画像や動画像、又は、そのようにコンピュータで画像を処理・生成する技術のことです。

◆ 施策の達成度を測る指標

1 県民の文化活動の促進				
(1) 文化意識の醸成 (2) 文化の振興を担う人材の育成・確保 (3) 文化活動への支援の充実				
No.	指標名	現況値	目標値 (令和12年度)	備考
1	文化活動やスポーツ活動に積極的に参加していると回答した県民の割合(鑑賞を含む)	R3年度 31.7%	52.0%以上	意識調査項目
2	市町村生涯学習講座受講者数(人口千人当たり)	R2年度 214人	750人	
3	福島県芸術祭参加行事数	R2年度 38件	135件	
4	県文化センター利用料金免除件数	R2年度 65件	109件	

※ 意識調査項目は、通常の指標で測ることが困難な県民の意識について、県政世論調査結果を用い、県民の視点から県の取組状況を評価するものです。(以下同じ)



県総合美術展覧会

県総合美術展覧会
第75回展福島県美術大賞受賞作品
幅 夏美氏
絵飾皿「世界美女」



アートで広げるみんなの元気
プロジェクトのワークショップ



2 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充

優れた音楽、美術、文学、地域に根付いた民俗芸能など多様な文化に触れ親しむことは、楽しさや新たな感動、豊かな感性、精神的な安らぎをもたらすとともに、地域の絆を深め、県民の生きる力となります。

このため、県民の誰もがより身近なところで容易に文化に接することができる機会を拡充することが必要です。

また、家庭や学校等におけるデジタル化が急速に進み、オンラインで文化に親しむ機会が増えていることから、文化活動を促進していく手段としてデジタル技術を効果的に活用していく必要があります。また、オンラインによる鑑賞をその後のライブ鑑賞につなげていくことも目指します。

(1) 優れた文化芸術に親しむ機会の充実

【施策の方向】

- 県文化センター、県立美術館、県立博物館等の文化施設において、舞台芸術、音楽、美術、工芸品等の優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。
- 県文化センター、県立美術館、県立博物館、県文化財センター白河館等において、展示作品の解説やワークショップに加え、学校や公民館等に出向いて文化芸術の理解を深める出前講座の実施など、県民が身近に文化芸術に接する機会の拡充に努めます。
- 県芸術祭や県総合美術展覧会を開催し、県民が身近に多様な文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 芸術家や文化団体と社会福祉法人やNPO等との連携を促進し、シルバー美術展や障がい者芸術作品展の開催など、高齢者・障がい者が文化芸術に親しむ機会の充実に努めます。
- 子育て世代、高齢者や障がい者、外国人など多様な人々が文化芸術に親しむことができるよう、授乳室等の整備やバリアフリー化の促進、手話通訳や点字表記、外国語による音声ガイド・外国語表記など、文化施設の環境整備を図ります。
- 文化振興財団において、音楽、舞台芸術、映画等の優れた文化芸術作品を県民が鑑賞する機会や、文化財に触れるなどの体験学習を通じて文化芸術に親しむ機会を促進します。
- 声楽アンサンブルコンテスト全国大会¹⁴のライブ配信や、地域の民俗芸能を記録(ア

¹⁴ 本県において平成 19 年度から開催している全国初の声楽アンサンブルの全国大会です。音楽を創り上げる最も基礎となる「アンサンブル」(少人数による合唱・合奏)に焦点を当て、2人から16人で構成する全国トップレベルの声楽アンサンブルグループを募り、歌う楽しさを全国に発信しています。

ーカイブ¹⁵化)した映像の配信、県総合美術展覧会の受賞作品のウェブ展示など、ICTを活用し、文化芸術の発信と鑑賞機会の充実を図ります。

- 県民の多様なニーズに応えるため、文化関連のイベント情報や文化活動を行っている県民、団体、施設等の情報について収集に努めるとともに、インターネットや文化情報誌等の媒体を活用し、その情報提供に努めます。

◆ 施策の達成度を測る指標

2 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充					
(1) 優れた文化芸術に親しむ機会の充実					
No.	指標名	現況値		目標値 (令和12年度)	備考
1	県立美術館の入館者数	R2年度	11,915人	100,000人	
2	県立博物館の入館者数	R2年度	65,632人	129,000人	
3	東日本大震災・原子力災害伝承館の入館者数	R2年度	43,750人	75,000人	
4	アクアマリンふくしまの入館者数	R2年度	339,855人	600,000人	
5	県文化財センター白河館の入館者数	R2年度	11,249人	30,000人	
6	県文化センター利用料金免除件数	R2年度	65件	109件	再掲
7	声楽アンサンブルコンテスト全国大会のライブ配信視聴者数	R2年度	997人	1,480人	



県障がい者芸術作品展

県シルバー美術展



¹⁵ 重要記録を保存・活用し、未来に伝達すること。

3 青少年の文化活動の促進

青少年が様々な文化に触れ親しみ、主体的に文化活動に取り組むことは、豊かな感性や創造性を育む上で大変重要です。また、青少年期の文化体験は、その人が生涯にわたって文化に対し高い関心を持ち、多様な文化を理解し尊重するための基盤となるものです。

さらに、青少年は、ふくしまの将来を託される存在であり、これまで育まれてきた文化を継承しつつ、次代の豊かな文化の担い手となることも期待されます。

このため、青少年が身近な地域や学校において、その地域で育まれてきた文化を始め多様な文化に接する機会の充実を図るとともに、主体的に文化活動を行うことができるよう環境の整備を図ることにより、青少年の文化活動を促進していく必要があります。

(1) 鑑賞機会等の充実

【施策の方向】

- 県総合美術展覧会や県文学賞への作品募集などを通して、青少年の創作意欲を高め、成果を発表・鑑賞する機会を提供します。
- 県芸術祭において、青少年が日頃から実践する文化活動を発表・鑑賞する機会を提供します。
- 幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等へ芸術家を派遣し、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供します。
- 青少年の感性や創造性を育むため、県文化センター、県立美術館、県立博物館、県文化財センター白河館において、芸術家や文化団体等と連携し、講習会、ワークショップ、フィールドワーク等の参加・体験型事業の充実を図ります。

(2) 学校教育等における文化活動の促進

【施策の方向】

- 学校教育において、地域や文化団体等と連携し、郷土の文化を体験するなど、文化に関する理解を深め尊重する学習を推進します。
- 学校教育の一環として県立文化施設を利用した際の割引チケットの販売を行い、鑑賞の機会提供の充実に努めます。
- 子どもに読書の楽しさを実感させ、生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるため、「子ども読書活動推進計画」を基に、子どもの発達段階に応じた読書活動が切れ目なく行われるよう、家庭、学校や地域等において本に親しむ機会の充実に努めます。

- 県高等学校文化連盟が開催する県高等学校総合文化祭を支援するなど、高校生の文化活動のより一層の活性化を図ります。

◆ 施策の達成度を測る指標

3 青少年の文化活動の促進				
(1) 鑑賞機会等の充実				
(2) 学校教育等における文化活動の促進				
No.	指標名	現況値	目標値 (令和12年度)	備考
1	青少年の県総合美術展覧会への出品数	R3年度 160点	200点以上	
2	青少年の県文学賞への応募数	R3年度 71点	71点以上	



アートで広げる子どもの未来
プロジェクトのワークショップ

アートで広げる子どもの未来
プロジェクトのワークショップ



県高等学校総合文化祭 活動優秀校公演

4 伝統文化の継承及び発展

県内各地に伝承、保存されてきた地域の民俗芸能、祭りや年中行事、工芸技術や技法等の伝統文化は、それぞれの地域に根ざした自然、歴史、慣習など生活を取り巻く環境によって生まれ、本県の文化を特色づける重要な構成要素であると同時に、地域コミュニティの維持や強化、世代間の交流に重要な役割を果たしてきました。

また、国、県及び市町村で指定される文化財は、先人から受け継いだ貴重な財産であり、次代へ大切に引き継ぐとともに様々な形で活用していくことが必要です。

全国的な人口減少・超高齢化社会の到来に加え、本県では東日本大震災、原子力災害の影響が続いており、復興・再生に向けた取組を進める上でも、伝統文化が地域の絆の維持を支えてきた経験をいかしながら、文化財を含めた伝統文化を次世代に継承し、それを地域におけるまちづくりや観光、産業振興の資源として積極的に活用し発展させていくことが重要になっています。

(1) 伝統文化の継承と発展

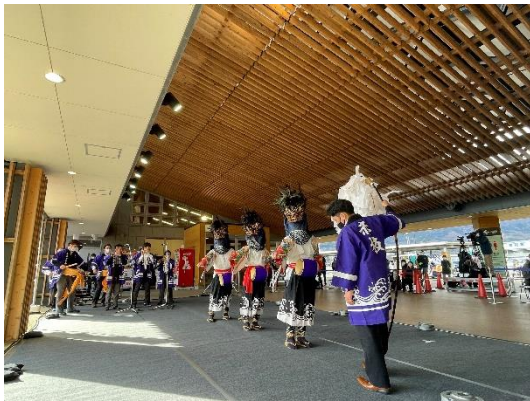
【施策の方向】

- 少子高齢化や東日本大震災・原子力災害の影響等による担い手不足や活動機会の喪失で、存続が難しくなっている民俗芸能団体に対して、各団体の実情に応じたきめ細かな助言を行うなど、民俗芸能活動の継続・再開を支援します。
- 市町村や活動団体向けに、指導者や担い手を育成する研修会の開催、活動意欲を高めるための民俗芸能を発表する機会の確保などに取り組み、地域コミュニティを維持・再生するよりどころとなる地域の祭りや民俗芸能活動の継続・再開を図ります。
- 地域の祭りや民俗芸能等の伝統文化の現況調査や資料収集、映像記録の作成、用具の新調・修繕の支援など、伝統文化の保存・維持に努めます。
- 会津塗や会津本郷焼、大堀相馬焼など地場産業の育成にもつながる産地固有の伝統工芸の技術・技法を次代へ継承していくため、伝統工芸技術の担い手育成や伝統産業への技術的支援、販路開拓支援を図ります。
- 「ふるさとの祭り」など民俗芸能の発表や伝統工芸の展示会の開催等により、発表や鑑賞機会の充実を図るなど、伝統文化に接する機会と披露する機会の拡充に努めます。
- 子どもたちが地域の伝統文化を愛する心を醸成するため、学校教育において、郷土の伝統文化を体験するなど、地域や文化団体等と連携し、伝統文化に関する理解を深め尊重する学習を推進します。

(2) 文化財の保存と活用

【施策の方向】

- 文化財の保存と活用の在るべき姿の実現に向かって文化財保護行政の積極的な取組を展開させるための基本的な方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取組を進めていく上で共通の基盤とするため策定した「福島県文化財保存活用大綱」に基づき、市町村の文化財保存活用地域計画の策定を促進します。
- 県内に数多く存在する歴史的、芸術的又は学術的な価値を持つ文化財を、国、県及び市町村がそれぞれ重要文化財等として指定するとともに、科学的知見も取り入れた保護・保存を促進し、観光振興・地域振興などへの活用にも努めます。
- 地震や津波、大雨等の自然災害によってふるさとの宝である文化財が滅失、毀損等のすることがないように、市町村や福島大学等との相互応援協定に基づき、災害時における文化財の保存、救出を行っていきます。
- 県文化財センター白河館において、文化財の保存・調査・研究を行うとともに、文化財が持つ意義や良さが人々に伝わるよう参加・体験型の展示や、出前講座「おでかけまほろん」の実施など、県民の文化財に接する機会の充実を図ります。
- ホームページやSNS等を活用し、関係機関とも連携しながら、文化財に関する様々な学習の機会を提供し、文化財の意義、重要性について理解を促進します。



「ふるさとの祭り」での民俗芸能披露
(赤枝彼岸獅子(磐梯町))

民俗芸能復興サポート事業での
事例報告会



◆ 施策の達成度を測る指標

4 伝統文化の継承及び発展				
(1) 伝統文化の継承と発展				
(2) 文化財の保存と活用				
No.	指標名	現況値	目標値 (令和12年度)	備考
1	ふるさとの祭り参加民俗 芸能団体数	R2年度 累計 168 団体	累計 368 団体	
2	市町村における文化財保 存活用地域計画を作成し た市町村数	R2年度 0 市町村	10 市町村	
3	県文化財センター白河館 の入館者数	R2年度 11,249 人	30,000 人	再掲



県文化財センター白河館



館外体験学習「おでかけまほろん」の様子

5 生活文化の充実

本県は、豊かな自然や景観、気候・風土、農林水産物に恵まれ、地域ごとに多様な人々の日々の暮らしや食文化などが育まれ受け継がれてきました。日常生活を取り巻く様々な環境で育まれた生活文化は、重要な地域資源として活用するとともに大切に継承していくことが必要です。

また、人々の生活意識や価値観が多様化する中で、一人一人が日常生活や身近な生活環境の中に価値や生きがいを見だし、地域において真に豊かで充実した生活を享受することの重要性が増しています。

このため、ふくしまの生活環境の中から育まれた生活文化とともに、娯楽や芸能など身近な文化の振興を図ることが必要です。

(1) 食文化の継承と振興

【施策の方向】

- 本県の豊かな風土に育まれた多様な農林水産物が、地域の郷土料理、発酵食品(味噌・醤油)など豊かな食文化を生み出しています。地域ごとの特色ある食文化を掘り起こして価値を見出し、継承していくとともに、ふくしま食育実践サポーターの派遣や学校給食を通じた食に関する学習、地域や学校等における食育を進めるなど、食文化の理解促進や継承に努めます。
- 家庭・学校・地域が一体となり、食育を県民運動として推進するため、食に関する関係団体等で構成する「福島県食育推進ネットワーク会議」において広く食育を普及啓発します。
- 郷土料理など食に係る身近な地域資源や文化を見つめ直し、地域自らが地域資源に愛着を持って積極的に利活用することは、食文化の継承や地域経済に寄与するだけでなく、輸送に伴うフード・マイレージ¹⁶の観点からも、環境への負荷を減らすことにつながります。このため、学校給食における地場産品の活用を促進するなど、地産地消¹⁷を推進します。

(2) 生活文化等の振興

【施策の方向】

- 地域の特性をいかした都市公園の整備や人々の活動の歴史と市街地の環境を継承する歴史的風致地区の保全など、ゆとりのある生活環境の形成に努めます。

¹⁶ 「食料の輸送距離」で、食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「重さ×距離」で表されるものです。食品を輸送すると、輸送のためにエネルギーを消費し環境に負荷を与えるため、それを数値化したものです。

¹⁷ 「地元生産ー地元消費」を略した言葉で、「地元で生産したものを地元で消費する」ことをいいます。本県では、地域経済の循環の活性化、地域コミュニティの醸成、地域資源のブランド力の向上、環境面への貢献などの観点から全県的な運動として取り組んでいます。

- 「福島県建築文化賞」により、地域の周辺環境に調和し、かつ、景観上優れている建築物等を表彰し、文化的な魅力のあるまちづくりに対する意識の高揚を図ります。
- 森林の恵みに支えられている豊かな生活環境や日常生活を享受できるよう、育樹祭の開催など森林環境に関する理解の醸成を図り、森林文化の振興に努めます。
- 県芸術祭の開催などを通じて、茶道・華道・香道・書道等生活文化の発表・鑑賞の機会を提供し普及・振興に努めます。
- 県民が身近に親しめる歌唱などの芸能や囲碁・将棋などの国民娯楽の普及・振興に努めます。

◆ 施策の達成度を測る指標

5 生活文化の充実				
(1) 食文化の継承と振興				
(2) 生活文化等の振興				
No.	指標名	現況値	目標値 (令和12年度)	備考
1	食育実践サポーター派遣事業実績(登録者数)	R2年度 236人	256人	
2	地元産の食材を、積極的に使用していると回答した県民の割合	R3年度 74.6%	90.0%以上	意識調査項目
3	本県の豊かな自然や美しい景観が保全され、野生鳥獣との共生が図られていると回答した県民の割合	R3年度 53.4%	82.0%以上	意識調査項目
4	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと回答した県民の割合	R3年度 86.0%	95.0%以上	意識調査項目



ふくしま食育実践サポーターによる講習会

6 文化活動を行う拠点の機能の充実

文化の振興のためには、文化活動の拠点である各文化施設等を整備するとともに、県民の多様で高度なニーズに対応した機能の充実を図ることが必要です。

また、県民の利用促進のため、文化施設ごとに特色をいかした取組や文化施設相互の連携等を推進し、文化施設等の運営の充実を図る必要もあります。

さらに、文化施設等には地域振興の拠点としての役割が期待されており、地域と連携し、地域文化についての理解を深める観光（文化観光）を推進する中核としての機能も求められています。

（１）文化施設の機能の充実、連携の促進

【施策の方向】

- 県立文化施設について、「福島県公共施設総合管理計画に基づく個別施設計画」に基づき、建物の長寿命化に向けて計画的に修繕を行うなどの対策を推進します。
- 年齢、性別、身体的能力、言語などが異なる多様な人々のニーズに対応できるよう多言語化、音声ガイド、公衆無線LAN、キャッシュレスの導入、託児室の設置等の環境整備に努めます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインなどに基づき、利用者が安全・安心に活用できるよう感染防止対策を進めます。
- 県立文化施設について、県内の文化施設の中核的機能を果たすため、効果的な文化情報の提供や職員の資質向上のための研修の実施とともに、県内及び全国の文化施設を始めとした多様な主体との連携に努めます。
- 県民の利用促進を図るため、美術作品・資料等の収集と調査研究を計画的に推進し、デジタル技術も活用しながら魅力ある展示や講座等を行うとともに、各施設相互の連携を推進して学びの場の充実を図ります。

（県立文化施設における個別の施策の方向）

- ・ 県文化センターにおいて、チケットのインターネット販売や公衆無線LANの導入など利用者の利便性向上に取り組むとともに、高校生の文化活動の支援など、次代の福島県を担う人材育成を促進します。
- ・ 県歴史資料館において、収集、保存、調査、研究している歴史資料の企画展示、古文書講座の開催、デジタル化した収蔵資料目録のウェブでの公開など、歴史資料の公開と活用に努めます。
- ・ 県立美術館において、県ゆかりの美術作品の積極的な展示を推進するとともに、

県立図書館との連携講座や他文化施設との共催講座等に取り組みます。

- ・ 県立博物館において、公衆無線LANの整備やデジタル画像を活用した展示を導入するほか、各種講座・講演会、学校と連携した授業と博物館の見学を結びつける活動・体験学習プログラムの実施を推進します。

また、会津地域の文化施設、観光施設等と連携し、文化の理解促進、文化観光の振興を図ります。

- ・ 伝承館において、展示や語り部の口演を通して複合災害の実像や避難の様子など、災害の記憶や教訓を伝えていきます。

また、児童・生徒を対象に、震災、原子力災害、本県の復興を学ぶ機会を提供します。

- ・ アクアマリンふくしまにおいて、県内の学校等を訪問する移動水族館や企画展、季節毎のイベントの開催など、福島豊かな海について「あそびながら学ぶ」多彩な事業を推進します。

- ・ 県文化財センター白河館において、文化財を活用した体験学習や出前講座「おでかけまほろん」を実施するとともに、他施設と連携した「まほろん移動展」の開催に努めます。

○ 地震、水害等の自然災害により被災した市町村の文化施設等の災害復旧を支援します。

○ 県民の身近な文化活動の場となる市町村の文化施設等の機能の充実のため、「東北文化の日」の推進や芸術家派遣事業の実施などの支援を行います。

○ 質の高い文化事業を提供するため、文化事業の企画やコーディネートなどを担当する職員の育成を支援します。

◆ 施策の達成度を測る指標（再掲）

6 文化活動を行う拠点の機能の充実					
(1) 文化施設の機能の充実・連携の促進					
No.	指標名	現況値		目標値 (令和12年度)	備考
1	県立美術館の入館者数	R2年度	11,915人	100,000人	再掲
2	県立博物館の入館者数	R2年度	65,632人	129,000人	再掲
3	東日本大震災・原子力災害伝承館の入館者数	R2年度	43,750人	75,000人	再掲
4	アクアマリンふくしまの入館者数	R2年度	339,855人	600,000人	再掲
5	県文化財センター白河館の入館者数	R2年度	11,249人	30,000人	再掲
6	県文化センター利用料金免除件数	R2年度	65件	109件	再掲



アクアマリンふくしま



アクアマリンふくしまでの体験イベント「釣り体験」

7 文化の交流の推進

異なる歴史や風土などに育まれた様々な文化が交流することは、それぞれの文化に対する理解を深めるとともに、県民の文化活動をより一層充実させることにつながります。地域を超えた様々な国との交流や、まちづくり、観光、福祉、教育、産業等の様々な分野との有機的な連携は、自らの文化を見つめ直す契機となるとともに、文化の新たな価値の創出や発展、創造、地域の活性化につながることを期待されます。

また、東日本大震災・原子力災害という人類史上例の無い未曾有の複合災害の記録や教訓、震災遺構などについては、風化させずに次世代へしっかりと引き継いでいく必要があります。

加えて、これまで経験したことがない複合災害から着実に復興するふくしまの姿を、国内外に広く発信することにより、他地域との文化交流の拡大につなげていくことが重要です。

(1) 文化の発信と交流の充実

【施策の方向】

- 県民に身近で気軽な文化活動と交流の場として、公共施設の空きスペースや廃校等の活用事例を提供し、利用を促進します。
- 国民文化祭への参加奨励や声楽アンサンブルコンテスト全国大会出場団体との交流事業の実施などを通じて、国内外の様々な地域や文化団体との交流を促進します。
- 全国に誇れる本県の多様な文化を広くPRして教育旅行を誘致し、様々な地域との文化交流を推進します。
- 市町村や民間団体等による様々な国際交流事業との連携を強化しながら、本県を訪れる外国人や留学生、県内に在住する外国人等に対して、本県の文化を体験する機会を提供し、国際文化交流を促進します。
- 総合的な学習の時間や外国語など各教科を通じて、諸外国の生活習慣の体験的な学習や教育旅行で本県を訪れる海外の学校との交流等により、児童生徒の異文化理解を深め、国際理解教育を推進します。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にホストタウンとなった市町村と海外との文化交流を支援します。
- パソコン甲子園、声楽アンサンブルコンテスト全国大会等の全国規模の文化交流イベントを開催し、本県文化の発信と交流の拡大を図ります。
- 地域に伝わる祭りや民俗芸能の公演など、本県文化の特色をいかしたイベントの開

働に努めます。

- 国内外との文化交流を促進するため、ウェブサイトやSNSによる文化・イベント情報の多言語での発信に加え、東日本大震災からの復興に向けて支援いただいた国・地域の駐日大使への文化の紹介、インターネットを活用した相互交流など、様々な手法で本県の文化を国内外に発信します。
- 県芸術祭の開催を通じて、県内の文化団体同士の交流を促進します。

(2) 東日本大震災・原子力災害からの復興と教訓の発信

【施策の方向】

- 被災地域の復興を支え、復興の象徴ともなる地域の祭りや民俗芸能等が、本来の姿で執り行うことができるよう、研修会の開催や専門家派遣による助言指導を行うなど、個々の実情に応じた支援を行います。
- 被災地域の地域資源を活用したワークショップ・創作活動等のアート事業を実施し、地域の人々の交流を図り、心の復興へつなげる取組を行います。
- 県内外の小・中学校及び高校の児童・生徒が、東日本大震災・原子力災害の体験、記録、教訓等を学ぶ学習活動を進めます。
- 伝承館を拠点として、東日本大震災・原子力災害の体験、記憶、記録等に加え、避難地域の復興・再生に向けた取組や課題を収集、保存、研究し、後世に継承するとともに、国内外に広く発信します。
- 被災地域のありのままの姿を見てもらうとともに、復興に取り組む様々な立場の人々との交流により東日本大震災・原子力災害の教訓を学ぶ「ホープツーリズム」や、本県の多様な資源を活用した被災地域への観光誘客を通して、本県の復興の歩みと災害から得られた教訓を広く発信します。



東日本大震災・原子力災害伝承館

東日本大震災・原子力災害伝承館の展示



◆ 施策の達成度を測る指標

7 文化の交流の推進				
(1) 文化の発信と交流の充実				
(2) 東日本大震災・原子力災害からの復興と教訓の発信				
No.	指標名	現況値	目標値 (令和12年度)	備考
1	福島県教育旅行学校数	R元年度 6,941校	8,100校	
2	声楽アンサンブルコンテスト全国大会の推薦及び公募団体数	R2年度 156団体	264団体	
3	東日本大震災・原子力災害伝承館の入館者数	R2年度 43,750人	75,000人	再掲
4	ホープツーリズム催行件数	R2年度 63件	130件	



声楽アンサンブルコンテスト全国大会

ホストタウンを契機とした
国際交流（二本松市）



ホープツーリズム
(浪江町・請戸小学校)

8 文化振興による地域づくり

県内各地には、風土に培われた祭りや民俗芸能等の特色ある伝統行事、歴史的な建造物や街並み、美しい景観など多様な資源があり、これらの資源が持っている文化的価値を再認識することにより、住民の地域への誇りや愛着が深まり、地域コミュニティの連帯感が強まります。

加えて、地域の文化や資源を産業活動や観光等の様々な分野と連携させることで、地域に新たな魅力や価値が生み出され、その魅力等を広く発信することにより交流人口・関係人口の拡大など地域の活性化につながります。

このため、地域の特性や様々な地域資源をいかした文化振興を図っていく必要があります。

(1) 文化資源をいかした産業等の振興・地域づくり

【施策の方向】

- 伝統的な行事や祭り、地域に残る歴史的な建造物や街並み、美しい景観、歴史的価値の高い棚田地域等の文化資源を守り、活用したまちづくりを支援し、地域に対する愛着や誇りを醸成させ、人と人、人と地域の絆を深め、地域コミュニティの活性化を進めます。
- 地域で培われてきた歴史や伝統、文化財等の文化資源を再認識し、その価値に磨きをかけ、地域の魅力を一層高めることにより、まちづくりや地域ブランドの創出に努めます。
- 本県の美しい景観、食文化、文化財、伝統的な祭り等の文化資源を観光資源として活用することにより、交流人口や関係人口の拡大を図るとともに、地域文化の情報発信に努めます。
- 地域に根ざした伝統産業やコンテンツ¹⁸産業、地域の食文化や暮らしを支える農林水産業など、地域固有の資源や文化をいかした産業の活性化に努めます。
- 首都圏との近接性や豊かな自然・景観等の文化資源をいかし、県内のフィルム・コミッション¹⁹等と連携してロケ地誘致活動を促進し、映画やテレビ番組等を通して本県の優れた文化を全国に発信します。
- 本県ゆかりの映画やテレビ番組、アニメ、漫画等のコンテンツを地域の宝として見

¹⁸ 内容、中身という意味の英単語で、メディア（情報媒体）が記録・伝送する映像や画像、音楽、文章等のひとまとまりの情報のことです。具体的には、ニュース、小説、映画、テレビ番組、歌、ビデオゲーム、マンガ、アニメなどのことで、デジタルデータ化されたものをデジタルコンテンツといいます。

¹⁹ 映画やテレビドラマなどの撮影の誘致や撮影支援をする非営利公的機関のことです。映画撮影などを誘致することによって地域活性化、文化振興、観光振興を図るとともに、地域の特性・魅力を内外に発信します。

直す機運を醸成し、これらを有効に活用した地域活性化の取組を進め、交流の拡大を目指します。

- 地域住民やボランティア、大学生、NPO、地域おこし協力隊、移住・定住者、観光客等の、地域に関係している多様な主体と協働し、地域の誇りである伝統的な行事や祭り等の地域活動へ地域内外からの参加を促進することにより、地域の復興、地域コミュニティの維持・再生を進めます。
- 「福島県建築文化賞」により、地域の周辺環境に調和し、かつ、景観上優れている建築物等を表彰し、文化的な魅力のあるまちづくりに対する意識の高揚を図ります（再掲）。

◆ 施策の達成度を測る指標

8 文化振興による地域づくり					
(1) 文化資源をいかした産業等の振興・地域づくり					
No.	指標名	現況値		目標値 (令和12年度)	備考
1	観光客入込数	R2年	36,191千人	60,000千人※	
2	国内外の友人・知人に対して、自信を持って紹介できる地元のもの（自然、特産品、観光、文化など）があると回答した県民の割合	R3年度	54.8%	78.0%以上	意識調査項目
3	本県の豊かな自然や美しい景観が保全され、野生鳥獣との共生が図られていると回答した県民の割合	R3年度	53.4%	82.0%以上	意識調査項目 再掲
4	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと回答した県民の割合	R3年度	86.0%	95.0%以上	意識調査項目 再掲

※ 観光客入込数の目標値は令和12年の数値です。



県建築文化賞正賞受賞作品
(令和3年度 須賀川市民
交流センターtette)

V 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

文化振興については、国や県や市町村のみならず県民一人一人、文化団体、事業者等も自主的・主体的に取り組むことが必要であり、それぞれが重要な役割を担っています。県は、それぞれの主体と連携・協同しながら文化振興に取り組んでいきます。

(1) 県民に期待される役割

県民一人一人が、文化への理解を深め、文化を享受し自ら創造するなど、主体的に文化に触れ親しみ、ふくしまの文化を積極的に発信することが期待されます。

(2) 文化団体に期待される役割

後進の指導や育成、組織体制の整備、団体相互の交流の促進、県民が文化に触れ親しむ機会の拡充など、文化活動の裾野の拡大に努めることが期待されます。

(3) 事業者期待される役割

県民の文化活動への積極的な支援、従業員等に対する創作活動や鑑賞機会の提供、事業者内の文化環境の向上などが期待されます。

(4) 市町村に期待される役割

地域住民の文化活動の場となる公共施設や公的空間等の活用、地域の文化団体等との連携の促進、地域の文化資源をいかした活性化の推進、広域的な文化交流の推進など、各市町村の実情に応じた積極的な取組が期待されます。

(5) 文化振興財団に期待される役割

本県文化振興の中核的役割を担っており、県民・文化団体等が行う文化活動への助成や支援の一層の充実と優れた自主事業の展開などが期待されます。

(6) 県の役割

この計画を効果的に推進するため、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、県全体として本県の文化振興に取り組む推進体制を整備することが必要です。

① 民間団体等との連携・協力

文化の振興に当たっては、県民、事業者、文化団体、ボランティア、NPO、大学等の教育機関などとの連携が重要です。

このため、情報交換に努めるとともに、事業実施に当たっての意見の募集、実行委員会への参加の要請など、事業への協力を求め、その効果的な推進を図ります。

② 市町村との連携・協力

文化の振興に当たっては、県民に最も身近な自治体である市町村と県との相互の連携が不可欠です。特に、避難地域を抱える市町村にあつては、地域コミュニティの再構築など多くの課題があるため、より一層の支援や連携が求められます。

このため、市町村と県がそれぞれの役割を踏まえつつ、文化行政に関する支援や情報交換など相互の連携・協力を努め、文化の振興に関する施策を効果的に推進します。

③ 国、他の都道府県、外国との連携・協力

I C Tの進展や高速交通網の整備、インバウンドの増加などにより、圏域を越えた広がりを持つ文化活動も多くなっています。このような広域的な文化活動は、本県の文化を活性化するとともに、国内外への発信につながります。

このため、国、他の都道府県、外国との連携・協力を努め、全国的なイベントの開催に取り組むとともに、県民の圏域を越えた広域的な文化活動を支援します。

④ 県の推進体制

文化は、教育、福祉、産業、観光等、様々な分野と密接に関わっており、県民の暮らし全般に関係する総合行政として捉える必要があります。この、県民の多彩な文化活動を支援し本県の文化振興を図り、地域の復興や活性化につなげていくためには、県政のあらゆる分野に文化の視点を一層取り入れ、文化振興に関する施策について県をあげて推進する必要があります。

このため、各部局との連携体制の更なる強化に努め、全庁的な連携の下に、部局間の調整を図りながら総合的かつ効果的に各種施策を推進します。

2 計画の進行管理

この計画を着実に推進するため、本計画に掲げた各施策に対応する事業の実施状況や指標の推移に着目しながら、施策・事業の有効性を評価し、進行管理を行います。

なお、進行管理の結果については、文化振興審議会で審議いただき、その後の施策・事業の実施や計画策定に反映させるとともに、県民に分かりやすく公表するなど、情報の共有化に努めていきます。

◆ 施策の達成度を測る指標一覧

- 目標値（令和12年度）を設定している指標は、県の施策の努力目標です。
- 意識調査項目は、通常の指標で図ることが困難な県民の意識について、県政世論調査結果を用い、県民の視点から県の取組状況を評価するものです。

No.	指標名	現状値	目標値 (令和12年度)	該当施策
1	文化活動やスポーツ活動に積極的に参加していると回答した県民の割合（鑑賞を含む）	R3年度 31.7%	52.0%以上	施策1 意識調査項目
2	市町村生涯学習講座受講者数（人口千人当たり）	R2年度 214人	750人	施策1
3	福島県芸術祭参加行事数	R2年度 38件	135件	施策1
4	県立美術館の入館者数	R2年度 11,915人	100,000人	施策2・6
5	県立博物館の入館者数	R2年度 65,632人	129,000人	施策2・6
6	東日本大震災・原子力災害伝承館の入館者数	R2年度 43,750人	75,000人	施策2・6・7
7	アクアマリンふくしまの入館者数	R2年度 339,855人	600,000人	施策2・6
8	県文化財センター白河館の入館者数	R2年度 11,249人	30,000人	施策2・4・6
9	県文化センター利用料金免除件数	R2年度 65件	109件	施策1・2・6
10	声楽アンサンブルコンテスト全国大会のライブ配信視聴者数	R2年度 997人	1,480人	施策2
11	青少年の県総合美術展覧会への出品数	R3年度 160点	200点以上	施策3
12	青少年の県文学賞への応募数	R3年度 71点	71点以上	施策3
13	ふるさとの祭り参加民俗芸能団体数	R2年度 累計168団体	累計368団体	施策4
14	市町村における文化財保存活用地域計画を作成した市町村数	R2年度 0市町村	10市町村	施策4
15	食育実践サポーター派遣事業実績（登録者数）	R2年度 236人	256人	施策5
16	地元産の食材を、積極的に使用していると回答した県民の割合	R3年度 74.6%	90.0%以上	施策5 意識調査項目
17	本県の豊かな自然や美しい景観が保全され、野生鳥獣との共生が図られていると回答した県民の割合	R3年度 53.4%	82.0%以上	施策5・8 意識調査項目
18	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと回答した県民の割合	R3年度 86.0%	95.0%以上	施策5・8 意識調査項目
19	福島県教育旅行学校数	R元年度 6,941校	8,100校	施策7
20	声楽アンサンブルコンテスト全国大会の推薦及び公募団体数	R2年度 156団体	264団体	施策7
21	ホープツアーリズム催行件数	R2年度 63件	130件	施策7
22	観光客入込数	R2年度 36,191千人	60,000千人※	施策8
23	国内外の友人・知人に対して、自信を持って紹介できる地元のもの（自然、特産品、観光、文化など）があると回答した県民の割合	R3年度 54.8%	78.0%以上	施策8 意識調査項目

※1 No.22の「観光客入込数」に係る目標値は令和12年の数値です。

※2 現状値については、コロナ禍により平年より低い数値となっている項目があります。目標値については、コロナ禍からの回復を考慮した上での数値を設定しています。